

「建設業許可申請の手引き」の改正について

令和7年3月
福井県 土木管理課

建設業法等の改正に伴い、建設業許可申請の手引きを改訂いたしましたのでご活用ください。

令和6年12月～令和7年2月にかけての主な改正内容

①健康保険被保険者証に代わる常勤性確認書類について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」により、令和6年12月2日以降、健康保険被保険者証の発行が行われなくなりました。

これを踏まえ、今後については常勤性の確認として、提出を求めていた健康保険証に係る書類を下記の通り変更します。

- ・健康保険証の写し(申請時点で有効なもの)
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・【マイナンバーカードの健康保険者利用登録をしている場合】
資格情報のお知らせの写し、資格確認証の写し、マイナポータルに表示される被保険者資格情報が分かる画面を印刷したもの

※上記書類のいずれかで確認できない場合は、所属企業の雇用証明書の写し等を提出してください。

②押なつ廃止に伴う確定申告書の取り扱いについて

令和7年1月から、書面申告における確定申告書については、税務署の收受日付印の押なつが廃止されました。

今回の税務署の押なつ廃止に伴い、令和7年1月以降に税務署で受付された確定申告書に関しては、收受日付印がない申告書も真正のものとして受付します。

③専任技術者の名称変更について

改正法による改正後の建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号の施行に伴い、「専任技術者」の名称が「営業所技術者等」に変更されました。これに伴い、本手引きや、ホームページで掲載されている別紙4および様式第8号について改訂を行いました。

令和7年3月31日までは移行期間とし、旧様式での提出でも可能としますが、令和7年4月1日以降は、新様式の使用をお願いします。

④特定建設業許可の下請額の変更について

「建設業法施行令及び 国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」の施行により、特定建設業許可を必要とする下請契約の金額に関する部分に変更となりました。

	改正前(R7. 1. 31 以前)	改正後(R7. 2. 1 以降)
特定建設業許可	発注者から直接請け負った1件の建設工事について、下請代金の総額が 4,500万円 以上(建築一式工事については 7,000万円 以上)となる下請契約を締結して施工しようとする者	発注者から直接請け負った1件の建設工事について、下請代金の総額が 5,000万円 以上(建築一式工事については 8,000万円 以上)となる下請契約を締結して施工しようとする者